

総務民生常任委員会 行政視察報告書

委員 綾城美佳

1.日時 平成29年11月7日(火)～9日(木)

2.視察先 埼玉県草加市・・・認知症検診について
東京都稲城市・・・稲城市市民活動ポイント制度について
東京都東村山市・・・東村山市版株主総会について

3.参加者 委員長 吉津弘之
副委員長 江原達也
委員 三輪徹
委員 長尾実
委員 岩藤睦子
委員 橋本憲治
委員 綾城美佳

4.随行者 議会事務局 佐伯加寿馬

5.視察概要及び所見 別紙のとおり

稲城市の市民活動ポイント制度について

【日程】平成29年11月8日(水) 13:00～15:00

【対応】稲城市役所 市民部 市民協働課

【場所】稲城市議会委員会室

*稲城市の概要 人口89,344人 世帯数 39,035世帯 (平成29年4月1日現在)

市民活動ポイント制度について

【目的】様々な社会貢献活動への市民参加の支援を図ることで、市民に地域への関心をもっていただき、活動への理解と参加を広げながら、地域社会の活性化を図る。

【内容】市民と行政の協働とした社会貢献につながる組織的活動に参加する市民(小学生以上)に対して、一回の活動につき1ポイントを付与。10ポイントを貯めると現金で1000円と交換。

【対象】市内在住・小学生以上の方

【利用の流れ】

- 1・手帳の受け取り・・・市民協働課、地域振興プラザ、平尾・若葉台出張所・各文化センターにて配付。
- 2・対象事業へ参加・・・活動の際はポイント手帳を持参。
- 3・ポイントの受け取り・・・事業に参加した証明として手帳にスタンプを押印、またはシールを配布。
- 4・ポイントの還元・・・10ポイント貯まったら1000円に還元。また、ポイント還元は単年度で1回まで。
- 5・対象事業・・・市民と行政の協働事業であり、社会貢献につながる内容であると認められる活動。

<平成29年度対象事業>

- 1.病院ボランティア
- 2.若葉台イルミネーション2017
- 3.子育てサポーターの日
- 4.外国人のための日本語教室
- 5.稲城市公共施設アダプト制度
- 6.上谷戸ホテルのタベ in 稲城
- 7.グリーンボランティア活動事業
- 8.稲城市立中央図書館シニアボランティア
- 9.録音図書作成
- 10.布芝居制作
- 11.読み聞かせ
- 12.文庫活動
- 13.いなぎ子ども体験塾
- 14.稲城市立学校における環境美化活動
- 15.稲城市立学校における学校図書備品や資料の整理・読み聞かせ
- 16.稲城市立学校における登下校時の児童・生徒の安全見守り
- 17.男女平等を考えるフォーラム事業
- 18.稲城市消防本部消防支援ボランティア
- 19.「アンテナショップほのか」運営

<実績(直近の3年間を記載)>

平成26年度 21事業、ポイント付与数5,929ポイント、還元人数97人
平成27年度 21事業、ポイント付与数6,945ポイント、還元人数128人
平成28年度 20事業、ポイント付与数4,661ポイント,91人

【制度実施までの流れ】

平成22年4月「NPO 法人市民活動サポーターセンターいなぎ」に制度設計を委託。平成23年度6月議会にて補正予算で上程し、同年7月に試行を開始。同年11月「稲城市市民活動ポイント制度認定審査会」を立ち上げ、平成25年4月に本実施を開始。(ポイント制度認定審査会はのちにポイント制度審査会に改組)

【制度の特徴】

対象事業は「認定審査会」が審査に伏した上で市が決定する。
ポイント交付対象者は小学生以上の市民とする。

【予算】 平成29年度 80万円

【課題】

- ・各対象事業の実施数にムラがある
- ・検証するにあたって、実際に地域社会の活性化にどれだけ寄与したかを数値化することが困難。
- ・ポイントのために活動をするのは、本来のボランティアの趣旨からはずれているのではないかという声もあるが、かたや、ポイントをいただけること自体が励みになるといった声など市民の声にばらつきがある。
- ・屋外で大規模な事業の場合、雨天中止等の事情から参加人数が著しく上下するので、ポイントの付与実績が効果に直結しない例があった。

<所見>

本市においても、長門市みんなで進める市民協働によるまちづくり条例が平成24年に施行されている。「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方をベースに、市民が、人や社会のつながりを再認識し、地域の様々な活動を通じ、社会的なつながりをより深く持つことが重要と考えるなかで、この事業がその一役を担うことができるのではないかと考える。また、小学生以上の若年層からが対象ということも興味深く、幼い頃から人と人との繋がり的重要性を育んでいくことが大切であると考えます。

是非、今後の活動の参考にさせていただきたい。

草加市の認知症検診事業について

【対応者】

草加市役所健康福祉部長寿支援課 課長 坂田 幸男
草加市役所健康福祉部長寿支援課 主幹 小林 恵美子
草加市役所健康福祉部長寿支援課 主事 秋山 佳菜

【日程】 平成29年11月7日(火) 14:30～16:00

【場所】 草加市役所 第二庁舎 4階

・草加市の概要 ・人口 247,481人 *65歳以上高齢者数 59,301人、高齢化率23.9% *75歳以上高齢者数 26,365人、後期高齢者率 10.6% (すべて平成29年4月1日現在)

認知症検診について

【目的】 認知症について周知を図るとともに、認知症の早期発見及び状況に応じた適切な治療につなげることを目的とする。

【実施主体】 草加市 (但し、検診の一部又は全部を適切な事業運営が確保できると認められる医師会に委託)

【対象者】 市内に住所を有する者で、検診の実施年度内に65歳に達する者、及び65歳以上の者。

【受診方法】 草加市及び八潮市の指定医療機関に直接行き、備え付けてある「脳の健康度チェック票」に受信者がその場で記入し、それをもとに医師の問診を受け、より詳しい検査が必要な状態と判断した場合には、2次医療機関につなげる。

【費用】 無料

【医療機関に支払う委託料】

脳の健康度チェック票1件につき 1,000円

精密検査報告書1件につき 500円

【必要なもの】 健康保険証、お薬手帳

【開始経緯】 平成25年4月、草加八潮医師会内に認知症検診準備委員会が設立され、第1回準備委員会で市との連携の必要性が求められたことから、第2回準備委員会より市も出席することとなり、協議を重ね、平成26年4月草加市と草加八潮医師会が契約。6月に事業開始となる。

【周知方法】 広報「そうか」及び、ポスター(市内公共施設 31箇所、指定医療

機関 50箇所)で啓発。

【実績】

- ・平成26年度・ ・実施期間 平成26年6月16日～平成26年12月18日
指定医療機関 草加市 41箇所 八潮市 9箇所
受診者数 1,695人(受診率 6.3%)
要検査数 584人(全受診者の34.5%)
決算額 1,971,966円
- ・平成27年度・ ・実施期間 平成27年6月1日～平成27年12月18日
指定医療機関 草加市 42箇所 八潮市22箇所
受診者数 1,864人(受診率 6.6%)
要検査数 667人(全受診者の35.8%)
決算額 2,095,103円
- ・平成28年度・ ・実施期間 平成28年度6月1日～平成28年12月16日
指定医療機関 草加市43箇所 八潮市19箇所
受診者数 2,349人(受診率 4.0%)
要検査数 712人(全受診者の30.3%)
決算額 2,897,519円

直近の平成28年度では、精密検査受信者のうち22.1%が認知症と診断されている。

【今後の課題】 ・受信率向上のため、今以上に周知を行う ・認知症検診実施後の指定医療機関と2次医療機関とのスムーズな連携を目指す ・認知症検診の結果を地域包括支援センター等の地域の社会資源と情報共有し、連携した支援を目指す。

<所 見>

本市においても高齢化が加速しており今後認知症の方が増加していくことが予想される。認知症の早期発見、早期対応に向けての体制構築は急務と考える。いずれにせよ、本市でも草加市のように医師会との連携は必須となると考える。大変参考になる事業であった為、今後研究していきたい。

東村山市版株主総会

【日程】 平成29年11月9日(木) 9:30～11:30

【場所】 東村山市議会委員会室

【対応】

東村山市 経営政策部 企画政策課 課長 笠原 貴典

東村山市 経営政策部 総合戦略推進担当 主幹 柚場 康男

*東京都東村山市の概要・人口 150,800人 世帯数 72,051世帯

(すべて平成29年10月1日現在)

都心から30キロ圏内

東村山市版株主総会について

【目的と内容】

- ・東村山市版株主総会は、前年度の市政運営全般に関する包括的な報告をする場ということと、前年度の取り組みや成果に対して評価をいただくということから、民間企業で実施されている株主総会になぞらえて行うもの。
- ・東村山市の第4次行財政改革大綱前基本方針・後期方針に掲げた「市の経営ビジョンの徹底と市民の共有」並びに「市の情報の市民との共有、市民参加と協働の推進」に基づき実施することとなっている市民説明会を具現化がするもの。
- ・市の財政状況や人事行政の運営状況、また施策の成果など市政全般について分かりやすく報告することで、市民の皆さまと認識の共有を図るとともに、市政に対するご意見・ご提言をいただきながら、市の取り組みや成果に対して評価をいただくことを目的とする。
- ・市民の皆さまに東村山市のオーナーであるという意識を高めていただき、東村山市の新しい自治を確立する一助とするとともに、自治体経営の質を高めていく。

【対象者と参加者】

15万市民の縮図として捉えるために、18歳以上の市民3000人を無作為抽出して案内状を送付し、そのうち参加申し込みをされた方にご参加いただく。

【開催までの経緯】

平成21年に8ヶ月にわたり、第4次総合計画基本構想及び基本計画に向けた市民会議が開催され、提言として市長に提出。市民会議で、市の財政状況や職員数・給与実態等について、市民にきちんとわかりやすく説明する必要があるとの意見が出たことにより、「財政状況についての認識の共有」

「市の人事行政の運営等の状況についての公表」の取り組みについて、<市民説明会の実施>を盛り込む。また、渡部市長の二期目市長選マニフェストに、東村山市版株主総会の定期開催と市長の給与、退職金等に市民による業績評価が反

映される仕組みをつくることと掲げ、当選のち全国初の自治体版株主総会実施となった。

【株主総会と市議会の関係について】

- ・二元代表制である自治体において、市の意思決定機関であるのは議会であり、市民の皆さまの代表は、選挙で選ばれた議員である。
- 一方で株主総会の参加者は無作為抽出で選ばれた市民の縮図と捉えていることから、株主総会と銘打ってはいるが、市政について報告しご意見ご評価をいただく一つの取り組みであり、市の意思決定機関はあくまでも市議会である。
- ・市のオーナーは市民であるということ、また前年度の施策の成果などを報告させていただくという行為が、民間企業でいうところの株主総会に相当するものではないかと考え「東村山市版株主総会」と銘打ったものである。
- ・地方自治体と民間企業では、その成り立ちも目的も異にしているため、民間企業の株主総会と同じものにしようとは、考えていない。あくまで、民間企業の株主総会になぞらえた「自治体版株主総会」である。
- ・財政状況を始めとする市政全般の状況には、市議会でも報告、議論しているが、株主総会においても、参加者お一人おひとりにわかりやすく報告し、認識の共有をしている。
- ・市政全般に対する評価は、市議会では予算・決算について審議を重ね多数決で決議いただいている。一方、株主総会においては、参加者の皆さまが個々の感じ方によって5段階で評価し、平均点に算出している。
(3点以下を下回ると、政策の見直しを始め市長の給与等見直しの検討をする材料とするが、過去に3点以下は無く給与や人事等の見直しは実際には実施されていないし、条例改正も必要となってくる)

【グループ意見交換後の投票結果(直近3年間の推進)】

平成26年度 3.72点(当日参加者 42名)

平成27年度 3.78点(当日参加者53名)

平成28年度 3.42点(当日参加者60名)

【予算】 30万程度(郵送費、ベビーシッター、手話通訳、要約筆記等)

【課題】

- ・財政報告について分かりやすい説明に努めているが、住民には話が難しい又は興味がないようで苦悩している。
- ・知らない方とのグループでの意見交換や発表することが苦手な方もおられ、そういった方は参加に繋がりにくい。
- ・無作為抽出しているが若い世代の参加には繋がりにくく、今後の課題である。

<所 見>

情報共有の場として事業実施を重ねるに従って、市民の市政に対する関心度は

高まりつつあるということで、一定の効果があると感じた。また市民に東村山市の厳しい財政状況が浸透してきて、官民連携のトレンドが市民(とくに事業者)の中から出てきている。また、市長自身が市政報告、説明、対話の大体を行なっているようで、市民に対する市長の姿勢は大変評価できる。本市において、市長のタウンミーティングというものがあるが、市民と行政のコミュニケーションの場として、本市においてもこういった取り組みも必要ではと考える。